

大学間交流協定締結フローチャート

大学間交流協定締結を希望する者は、本学の「外国の大学等との学術交流協定等締結に関する指針」に基づき、本学の協定書・覚書のフォーマットに沿って、事前に相手大学・機関と協定内容の調整を行う。



国際戦略推進本部において、「外国の大学等との学術交流協定等締結に関する指針」に基づき、締結の可否について審議する。（この際、申請者は国際戦略推進本部に出席し、説明を行う。）



承認

教育研究評議会において、国際戦略推進本部の審議結果について、審議を行う。



承認

申請者は大学間交流協定コーディネーターに任命される。



国際課と相手大学・機関の窓口とで最終調整を行う。



双方の学長等は協定書に調印する。（調印式または郵送交換）



協定締結を教育研究評議会へ報告する。